

問 16 関係が破綻することになる旨の告知がない場合には取消しの対象とならないのですか。

(答)

1. 改正後の消費者契約法第4条第3項第4号は、「当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること」を要件としています。このように告げる行為は、典型的に消費者を自由な判断ができない状況に陥らせる可能性が高いためです^(注)。

(注) 例えば、消費者に対して、勧誘者が恋愛感情を抱かせた上、それを知りつつ「契約してくれないと、今までの関係を続けられない。」と告げて、高額な宝石を売りつけたような事例において、「今までの関係を続けられない。」という言動は、「関係が破綻することになる旨を告げること」に該当します。

2. したがって、関係が破綻することになる旨の告知がない場合には、この要件を満たさず取消しの対象とはなりません。

3. なお、告げる方法については、必ずしも口頭によることを必要としません。消費者が実際にそれによって認識し得る態様の方法であれば本要件を満たします。